

秋田市医師会ニュース

発行 一般社団法人 秋田市医師会

5歳以上11歳以下の方への新型コロナワクチン接種等について

5歳以上11歳以下の方への新型コロナワクチン接種については、予防接種法における特例臨時接種として秋田市でも下記のように接種を進めることとしております。また、現段階では集団接種を予定しておりますが、小児科医等による個別接種の実施も検討を進めております。

1. 5歳以上11歳以下の集団接種（小児用ファイザー社製ワクチン・1バイアル10回分）

開始日 令和4年3月19日（土）～、会場：秋田市保健センター

毎週 水・木曜日（15:00～18:00）、土曜日（12:30～14:30、15:00～18:00）

日曜日（9:00～12:00、12:30～14:30、15:00～18:00） ※経過観察30分含む

2. 接種見込数

約12,000人（接種率70%を想定・2回接種（約24,000回））

3. ワクチン概要（ファイザー社 コミナティ筋注5～11歳用）

冷蔵庫（2～8℃）での保管期間 10週間

希釈後は2～30℃で12時間以内に使用



一方、新型コロナワクチン追加接種（3回目）については、個別接種及び集団接種が既に開始されておりますが、個別接種で使用するファイザー社製ワクチンの十分な供給が見込めないため、3月28日以降の個別接種については、モデルナ社製のワクチンに切り替えて実施される予定となっております。同ワクチンは、1バイアルあたり20回分の接種を原則としておりますが、やむを得ない事情による場合は、1バイアルあたり最低15回分以上での接種をお願いしております。参考資料を本会会員用ホームページに掲載しておりますのでご参照願います。

新型コロナウイルス感染者における自宅療養者への対応について

オミクロン株により秋田市では新型コロナウイルス感染者の高止まり傾向が続いており、宿泊療養施設及び入院病床の逼迫が懸念されております。これに伴い、秋田市でも1月25日から自宅療養と指定した患者について、秋田市保健所がHER-SYSなどを利用して健康観察を実施している状況ですが、増え続ける感染者に対応が困難となっており、本会の協力が急務となっております。

過日、秋田県と秋田県医師会から自宅療養に関する説明会を開催いただいた際、自宅療養にご協力いただける医療機関を募集したところ、現時点で70件弱（協力条件あり含む）の医療機関からご協力いただける旨の連絡がありました。急なご案内と説明にもかかわらず心から感謝申し上げます。

本会では、秋田県医師会及び秋田市保健所と協議を重ね、秋田市の自宅療養者に対する医師による健康観察の実施に向け手順を整理し、会員の皆様に周知することとしております。自宅療養の健康観察にご協力いただける医療機関は随時募集しておりますので、多くの医療機関からご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。



なお、会員の皆様への周知に併せ本会会員用ホームページには、自宅療養者への健康観察に関する関連資料を掲載する予定ですので、併せてご参照願います。

また、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱い」については、下記届出及び研修会(eラーニング)の受講が必要となりますので、秋田県医師会ホームページ(<http://www.akita.med.or.jp/index.html>)の「お知らせ 2022-01-26」の項目をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて

- 別添1 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票
※ 診療を行った翌月の10日迄にご提出下さい。
- 別添2 電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票
※ 初回・変更時のみご提出ください。

社保コーナー

「訪問看護指示料」新設

～訪問看護における特定行為の手順書の交付に係る評価が新設されました！～

理事 柴田 聡

質の高い訪問看護の提供を推進する観点から、医師が特定行為を行う必要性を認めた患者の病状の範囲及び診療の補助の内容等に係る「手順書」を交付した場合について、新たな評価を行うことになりました。

算定要件は保険医が、診療に基づき、特定行為(訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。)の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師(研修を修了した者に限る)に対して、手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り150点を所定点数に加算する、となっています。

訪問看護において専門の管理を必要とするものは、以下の通りです。

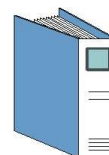
- ア 気管カニューレの交換
- イ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- ウ 膀胱ろうカテーテルの交換
- エ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- オ 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- カ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- キ 脱水症状に対する輸液による補正



看護師特定行為研修を修了した看護師の訪問看護における活躍が期待されます。

【 受理文書 】 周知文書等について

本会ホームページの会員専用ページに周知依頼のあった受理文書(下記は抜粋)を随時掲載しておりますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。



《新型コロナワクチン関係 最新情報》 (抜粋掲載)

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)における個別接種の予約枠申請について
秋田市集団接種医療従事者(医師・看護師) マニュアル_R4.2.1版について
新型コロナワクチン追加接種(個別)におけるワクチンの種類の変更について

《会員用文書情報》 (抜粋掲載)

R4.2.24-医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続きについて
R4.2.24-高齢者施設への医療支援について
R4.2.21-新型コロナウイルス感染症への診療報酬上の主な対応について(再周知)
R4.2.18-新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その66)
R4.2.18-新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」等の読み替えについて
R4.2.16-オンライン診療・リフィル処方に係る診療報酬について
R4.2.16-「オンライン資格確認」の利用促進について
R4.2.14-「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」並びに「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関するQ&Aについて」の改訂について
R4.2.14-新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について(別紙及び質疑応答集の追加・修正)
R4.2.14-精神科医療機関での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について
R4.2.14-令和4年度診療報酬改定時における集団指導等の取扱いについて
R4.1.31-新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて(その6)
R4.1.31-新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について
R4.1.23-【ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について】
R4.1.23-新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について(別紙及び質疑応答集の追加・修正)

《社保関連情報》 (抜粋掲載)

令和4年度診療報酬改定時における集団指導等の取扱いについて

【閲覧手順】 ① 本会ホームページ <http://www.acma.or.jp> 画面右下の会員専用ログインをクリック。 ID akita05 パスワード psd600

【 3 月 行 事 予 定 】

2(水)	第12回会報編集委員会(18:45)	15(火)	乳がん検診研修会(18:30 県医)
3(木)	第8回理事会運営会議(18:30)	17(木)	自殺予防対策研修会(19:00 県医)
10(木)	第22回理事会(18:30)	23(水)	認知症対策研修会(18:45 Zoom)
14(月)	第1回側わん症小委員会(19:00)	24(木)	第23回理事会(18:30)

【 会 員 の 異 動 】

区分	氏 名	前 勤 務 先 等	異 動 先 等	所 属 班
異動	飯 野 健 二	きびら内科クリニック	R4. 4. 1 勤務医から理事長・院長へ就任	新 屋 班
〃	鬼 平 聡	きびら内科クリニック	R4. 4. 1 理事長・院長から勤務医へ	新 屋 班
〃	中込 恵美子	中込内科循環器科クリニック	R4. 3. 1 自宅会員へ	牛島仁井田班
入会	吉 田 達 哉	総合新川橋病院	R4. 2. 1 中込内科循環器科クリニック (3月1日から院長就任)	牛島仁井田班

居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション をご利用下さい！！

- 「通院するのが難しくなってきたので、在宅介護を考えている」
- 「介護認定を受けたけど、その後の手続きはどうすれば？」

患者さんやそのご家族から、こんな質問はございませんか？

秋田市医師会居宅介護支援事業所並びに訪問看護ステーションでは、知識と経験を持ったスタッフが、利用者およびかかりつけ医と市町村、各サービス提供機関と連携を取りながら、利用者さんの状態に合わせた看護・介護サービスを提供しております。

ケアマネ、看護師、理学療法士により様々なニーズに応えていきます。

ご利用をお考えの方がおりましたら、ぜひご紹介くださいますようお願いいたします。ご不明な点はお電話いただければお答えいたします。



■受付時間 月～金 午前9時～午後5時

居宅介護支援事業所

電 話 **896-7707**
FAX **896-7708**

訪問看護ステーション

電 話 **864-1551**
FAX **896-7708**

※時間外でも24時間連絡体制あり

